

議 案 目 次

- 第 5 8 号議案 公平委員会の委員の選任について
- 第 5 9 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 0 号議案 令和 4 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 1 号議案 令和 4 年度長崎市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 2 号議案 令和 4 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 3 号議案 令和 4 年度長崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 4 号議案 令和 4 年度長崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 5 号議案 長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例
- 第 6 6 号議案 長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 7 号議案 長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第 6 8 号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例
- 第 6 9 号議案 長崎市国民健康保険税条例及び長崎市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 0 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 7 1 号議案 長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 2 号議案 長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 3 号議案 長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

- 第 7 4 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 7 5 号議案 工事の請負契約の一部変更について
- 第 7 6 号議案 財産の取得について
- 第 7 7 号議案 財産の取得について
- 第 7 8 号議案 財産の取得について
- 第 7 9 号議案 財産の取得について
- 第 8 0 号議案 財産の取得について
- 第 8 1 号議案 財産の取得について
- 第 8 2 号議案 財産の取得について
- 第 8 3 号議案 財産の取得について
- 第 8 4 号議案 財産の取得について
- 第 8 5 号議案 調停について
- 第 8 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 7 号議案 市道路線の認定について
- 第 8 8 号議案 訴えの提起について
- 第 9 号報告 令和 3 年度長崎市一般会計継続費繰越計算書
- 第 1 0 号報告 令和 3 年度長崎市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 1 号報告 令和 3 年度長崎市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第 1 2 号報告 令和 3 年度長崎市観光施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 3 号報告 令和 3 年度長崎市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 4 号報告 令和 3 年度長崎市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 5 号報告 令和 3 年度長崎市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第 1 6 号報告 令和 3 年度長崎市水道事業会計予算繰越計算書

- 第 1 7 号報告 令和 3 年度長崎市下水道事業会計継続費繰越計算書
- 第 1 8 号報告 令和 3 年度長崎市下水道事業会計予算繰越計算書
- 第 1 9 号報告 専決処分について
- 第 2 0 号報告 専決処分について
- 第 2 1 号報告 専決処分について
- 第 2 2 号報告 専決処分について
- 第 2 3 号報告 専決処分について
- 第 2 4 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 5 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 6 号報告 専決処分の報告について

第 6 5 号議案

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における情報通信技術を活用した行政手続を推進するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例、規則等（市長その他の執行機関の規則、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程等をいう。）並びに長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成 1 2 年長崎県条例第 4 5 号）及び長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 1 4 年長崎県条例第 5 8 号）により市が処理することとされた事務について規定する長崎県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関（イにおいて「執行機関等」という。）

イ 執行機関等の職員であって法律上独立に権限を行使することを認

められた職員

ウ 市の公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知

等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を

することが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関等が別に定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市の機関等が別に定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関等が別に定める場合には、市の機関等が別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものにつ

いては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関等が別に定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関等が別に定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関等が別に定める場合には、市の機関等が別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「

行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。

）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関等が別に定めるものをもって

代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関等が別に定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関等が別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関等が別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月1日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

本市における情報通信技術を活用した行政手続を推進するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、この条例案を提案する。

第 6 6 号議案

長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 13 条中「27 円 5 0 銭」を「28 円 3 5 銭」に、「573,030 円」を「586,905 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される長崎市議会議員又は長崎市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された長崎市議会議員又は長崎市長の選挙については、なお従前の例による。

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公費の支払に係る限度額等を引き上げたいので、この条例案を提出する。

第 6 7 号議案

長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

長崎市行政財産使用料条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、市庁舎（長崎市魚の町の市庁舎をいう。以下同じ。）の食堂に係る使用料は、市長が別に定める日までに納入させるものとする。

別表に次の 1 項を加える。

- 3 市庁舎の食堂を使用する場合の使用料

1 月につき
1 月の売上額に、1 0 0 分の 5 に市長が別に定める率を加えた率を乗じて得た額

備考

- 1 使用期間が 1 月に満たないとき、又は使用期間に 1 月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数は、日割によって計算する。
- 2 この表により算定した額に、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 3 市長が別に定める率は、市庁舎の食堂の使用の許可を受けようとする者の事業計画等を勘案し、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

令和4年6月1日提出

長崎市長 田上富久

理 由

長崎市魚の町の市庁舎の用途、使用目的等を総合的に勘案し、当該市庁舎の食堂を使用する場合の使用料を定めたいので、この条例案を提出する。

第 6 8 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 4 項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「省令」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 3 条第 6 項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 3 条の 1 0 第 1 項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの

」に改める。

第25条の3第2項中「附記」を「付記」に改める。

第25条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第25条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族（控除対象扶養親族）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第31条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第35条の3中「附則第16条」を「附則第15条の6から第15条の11まで」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第 8 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「3 分の 2」に改め、同条中第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 6 項本文」を「附則第 1 5 条第 1 5 項本文」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条

第 2 6 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 7 項とし、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同項を同条第 1 8 項とし、同条中第 2 0 項を第 1 9 項とし、第 2 1 項を第 2 0 項とする。

附則第 2 1 条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 5 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 2 5 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定並びに附則第 2 1 条を削る改正規定並びに次項及び第 3 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第 2 3 条第 4 項及び第 6 項、第 2 3 条の 1 0 第 1 項及び第 2 項、第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書並びに第 2 5 条の 3 第 2 項の改正規定 令和 6 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の長崎市税条例（以下「新市税条例」という。）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の長崎市税条例（次項において「旧市税条例」という。）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2

項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新市税条例第25条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新市税条例第25条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧市税条例第25条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による新市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（長崎市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 長崎市税条例の一部を改正する条例（令和3年長崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

令和4年6月1日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

地方税法の一部が改正され、次に掲げる措置が講じられたこと等に伴い、本市においても同様の措置を講じたいのと、公害防止用設備のうち、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例の廃止等をしたいのと、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

- 1 住宅ローンに係る個人の市民税の税額控除の見直し
- 2 公害防止用設備のうち、汚水又は廃液の処理施設及び再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し
- 3 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

第 6 9 号議案

長崎市国民健康保険税条例及び長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

(長崎市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 長崎市国民健康保険税条例(昭和 3 3 年長崎市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 9 項の前の見出し中「令和 3 年度分」を「令和 4 年度分」に改め、同項中「令和 3 年度分」を「令和 4 年度分」に、「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

(長崎市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 長崎市介護保険条例(平成 1 2 年長崎市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 条の見出し中「令和 3 年度分」を「令和 4 年度分」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度分」を「令和 4 年度分」に、「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が及ぼす影響の緩和を図るため、国民健康保険税及び介護保険料の減免の特例の措置

を講ずる期間を延長したいので、この条例案を提出する。

第 7 0 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 2 6 0 号及び第 2 6 1 号を削り、第 2 6 2 号を第 2 6 0 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定に資するため、当該登録に係る申請等の手数料を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 7 1 号議案

長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例の一部
を改正する条例

長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（平成 2 4
年長崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に、
「第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 3 3 条一
第 3 6 条） を
第 8 章 雑則（第 3 7 条） 」
「第 7 章 旅客特定車両停留施設（第 3 3 条一第 4 3 条）
第 8 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 4 4 条一
第 4 7 条） に
第 9 章 雑則（第 4 8 条） 」
改める。

第 1 条中「特定道路」の次に「及び旅客特定車両停留施設」を加える。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定め
る省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停
留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第 2 章の章名中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に
改める。

第 3 条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道
路を」に改める。

第 4 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に
「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行

者専用道路等」という。)」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。)」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第8章中第37条を第48条とし、同章を第9章とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、第7章中同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第46条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設

備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同項の前に次の2項を加え、同条を第45条とする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第33条に次の4項を加え、同条を第44条とする。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「

移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設

(通路)

第33条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前

項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める

構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」とする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。

この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月1日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設等の構造に関する基準を定めたいのと、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 7 2 号議案

長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例

長崎市開発許可に関する条例（平成 2 1 年長崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「1 6 0 平方メートル」を「1 0 0 平方メートル」に改め、同条第 2 号中「1 8 0 平方メートル」を「1 0 0 平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市開発許可に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条第 1 項の規定による開発許可の申請に係る開発行為から適用し、同日前の申請に係る開発行為については、なお従前の例による。

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

本市における居住環境を勘案し、定住人口の増加を図るため、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度を緩和したいので、この条例案を提出する。

第 7 3 号議案

長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例

長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成
4 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 田中町地区整備計画区域田中町地区の項中第 1 8 号を削り、第
1 9 号を第 1 8 号とし、第 2 0 号を第 1 9 号とし、第 2 1 号を第 2 0 号と
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

田中町地区計画において地区整備計画が定められた区域内の企業立地を
促進するため、当該区域内における倉庫業を営む倉庫としての用途の制限
を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 7 4 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西浦上小学校校舎ほか解体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 2 2, 3 7 4, 9 0 7 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 5 年 9 月 2 9 日まで
- 5 相 手 方 ウエノ・タイヘイ特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市目覚町 5 番 1 号

株式会社ウエノ

代表取締役 上 野 英 剛

長崎市中町 4 番 1 0 号

タイヘイ株式会社

代表取締役 徳 本 寛

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

西浦上小学校校舎ほか解体工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西浦上小学校校舎ほか解体工事の概要

1 工 事 場 所 大手1丁目

2 工 事 内 容

(1) 建築物解体工事 一式

(2) 外構解体工事 一式

3 解体する建物

(1) 構造

ア 校 舎 棟 鉄筋コンクリート造3階建

イ 給 食 棟 鉄骨造平家建

ウ 環境整備班控室 木造平家建

エ 倉 庫 1 木造平家建

オ 倉 庫 2 木造平家建

カ 飼 育 小 屋 鉄骨造平家建

キ 渡 り 廊 下 鉄骨造平家建

(2) 面積

ア 校 舎 棟 建築面積 1,913.03平方メートル

延べ面積 5,643.79平方メートル

イ 給 食 棟 建築面積 248.22平方メートル

延べ面積 222.97平方メートル

ウ 環境整備班控室 建築面積 35.53平方メートル

延べ面積 35.53平方メートル

エ 倉 庫 1 延べ面積 19.44平方メートル

オ 倉 庫 2 延べ面積 5.25平方メートル

カ 飼 育 小 屋 延べ面積	9.75 平方メートル
キ 渡 り 廊 下 建築面積	45.60 平方メートル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 7 5 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和元年 1 2 月 1 3 日に議会の議決を得て締結し、令和 2 年 1 2 月 4 日に議会の議決を得て一部変更し、並びに同月 2 1 日及び令和 3 年 8 月 1 8 日に専決処分して一部変更した長崎市新庁舎建設電気工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 2, 4 9 4, 0 6 0, 8 0 0 円

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市新庁舎建設電気工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和元年12月13日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎市新庁舎建設電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2,469,940,000円(令和2年12月21日に専決処分して2,478,602,500円とし、及び令和3年8月18日に専決処分して2,484,718,500円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで(令和2年12月4日に議会の議決を得て議会の議決を得た日から令和4年11月30日までに変更)
- 5 相 手 方 関電工・イナヅマ電気・長崎電建工業特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社関電工西日本営業本部九州支店
支 店 長 小 原 隆

長崎市西山2丁目2番3号
株式会社イナヅマ電気工事
代表取締役 真 崎 庸一郎

長崎市北陽町934番地6
長崎電建工業株式会社

代表取締役 三原英樹

第76号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
新庁舎備品等（ロビーチェア、テーブル等）	一 式

令和4年6月1日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市新庁舎における来庁者の利用環境等を整備するため、ロビーチェア、テーブル等を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

新庁舎備品等（ロビーチェア、テーブル等）の概要

1	静 養 室 チ ェ ア	1 脚
2	ロ ビ ー チ ェ ア	1 6 5 脚
3	ミ ー テ ィ ン グ チ ェ ア	8 脚
4	屋 上 用 ベ ン チ	8 脚
5	カ ウ ン タ ー チ ェ ア	5 0 8 脚
6	こ ど も 用 椅 子	5 脚
7	授 乳 ソ フ ァ	1 4 脚
8	円 卓 用 チ ェ ア	5 2 脚
9	円 型 テ ー ブ ル	1 1 台
1 0	角 型 テ ー ブ ル	2 台
1 1	円卓用チェア（屋外用）	6 0 脚
1 2	円型テーブル（屋外用）	1 5 台
1 3	ア ー ム チ ェ ア	1 0 6 脚
1 4	ロ ー テ ー ブ ル	3 1 台
1 5	ミ ー テ ィ ン グ テ ー ブ ル	2 2 台
1 6	協 議 テ ー ブ ル	1 3 4 台
1 7	庁議室ミーティングテーブル	1 6 台
1 8	タ ス ク チ ェ ア	5 脚
1 9	シ ス テ ム 設 置 テ ー ブ ル	2 台

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 7 7 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数 量
新庁舎備品等（事務椅子、ミーティングチェア等）		一 式

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市新庁舎の執務環境等を整備するため、事務椅子、ミーティングチェア等を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

新庁舎備品等（事務椅子、ミーティングチェア等）の概要

1	事務用チェア	1,906脚
2	役職者チェア	2脚
3	ミーティングチェア	138脚
4	カウンターチェア	24脚
5	両袖机	2台
6	記載台	12台

第 7 8 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数 量
新庁舎備品等（収納家具、ロッカー等）		一 式

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市新庁舎における保管文書等の効率的な収納等を行うため、収納家具、ロッカー等を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

新庁舎備品等（収納家具、ロッカー等）の概要

1	キャビネット	299台
2	ベ　　ー　　ス	304台
3	書　　　　　架	35台
4	オ　　ー　　プ　　ン　　棚	5台
5	キッチンキャビネット	5台
6	ロ　　ッ　　カ　　ー	256台
7	コ　　ー　　ト　　ハ　　ン　　ガ　　ー	95台
8	ワ　　ー　　ド　　ロ　　ー　　ブ	2台
9	サ　　イ　　ド　　ボ　　ー　　ド	2台
10	実　　験　　台	1台
11	お　　む　　つ　　交　　換　　台	8台
12	お　　む　　つ　　用　　ゴ　　ミ　　箱	1台
13	ベ　　ッ　　ド	8台

第 7 9 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数 量
新庁舎備品等	(パーティション等)	一 式

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市新庁舎の執務環境等を整備するため、パーティション等を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

新庁舎備品等（パーティション等）の概要

1	パ ー テ ィ シ ョ ン	6 9 4 枚
2	可 動 パ ネ ル	2 8 3 枚
3	ホ ワ イ ト ボ ー ド	1 1 台
4	パンフレットスタンド	2 2 台
5	フロアサインシェルフ	1 0 台
6	ベルトタイプパーティション	6 0 台
7	展 示 パ ネ ル	2 0 台

第 8 0 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
事務用ノートパソコン	1, 5 6 0 台

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

場所にとらわれない多様な働き方を可能とし、庁内における事務の効率化を図るため、事務用ノートパソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

事務用ノートパソコンの概要

- 1 O S Windows 10 Pro
- 2 C P U インテル Core i3 3.7GHz
- 3 メインメモリ 16GB
- 4 ストレージ SSD 256GB

第 8 1 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
イノシシ等侵入防止柵	一 式

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

農業被害及び生活環境被害の軽減を図るため、イノシシ等侵入防止柵を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

イノシシ等侵入防止柵の概要

1	ワイヤーメッシュ柵	16,500枚
2	支柱（異形棒鋼）	8,000本
3	ア　　ン　　カ　　ー	8,000本
4	結　　束　　線	50キログラム

第 8 2 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
消防ポンプ自動車（水槽付）	1 台

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

災害現場における消火活動を効果的に行うため、消防ポンプ自動車（水槽付）を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

消防ポンプ自動車（水槽付）の概要

- 1 車 両 総 重 量 約6,700キログラム
- 2 ホイールベース 2.8メートル
- 3 乗 車 定 員 5人
- 4 駆 動 方 式 四輪駆動式
- 5 水 槽 容 量 900リットル

第 8 3 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
消防ポンプ自動車	2 台

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

災害現場における消火活動を効果的に行うため、消防ポンプ自動車を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

消防ポンプ自動車の概要

- 1 車 両 総 重 量 約4,400キログラム
- 2 ホイールベース 約2.53メートル
- 3 乗 車 定 員 10人
- 4 駆 動 方 式 二輪駆動式

第 8 4 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
電子黒板	9 7 7 台
周辺機器	一 式

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

小中学校における I C T 機器の活用による授業の充実等を図るため、電子黒板及び周辺機器を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が 2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

電子黒板及び周辺機器の概要

- 1 電子黒板 977台
 - (1) 画面サイズ 55型ワイド
 - (2) 最大解像度 3,840×2,160ピクセル
 - (3) 機能 タッチパネル機能
 - (4) 寸法
 - ア 幅 約1,285ミリメートル
 - イ 奥行 約82ミリメートル
 - ウ 高さ 約791ミリメートル
 - (5) 質量 約38キログラム
- 2 周辺機器
 - (1) スタンド 977台
 - (2) スタイラスペン 3,908本
 - (3) HDMIケーブル 977本
 - (4) USBケーブル 977本
 - (5) 電源ケーブル 977本
 - (6) 変換アダプター 977個
 - (7) リモコン 977台

第 8 6 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市あぐりの丘
- 2 指 定 管 理 者 長崎市金屋町 1 番 7 号
グロウスピーア共同事業体
代表者 長崎市金屋町 1 番 7 号
株式会社 K T N ソサエティ
代表取締役社長 東 島 尚 志
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 1 0 月 2 8 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日ま
で

令和 4 年 6 月 1 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市あぐりの丘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 8 7 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
伊良林 1 5 号線	長崎市伊良林 1 丁目	
	長崎市伊良林 1 丁目	
中里町 4 7 号線	長崎市中里町	
	長崎市中里町	
春日町 1 号線	長崎市春日町	
	長崎市春日町	
蚊焼町 3 8 号線	長崎市蚊焼町	
	長崎市蚊焼町	
為石町 2 5 号線	長崎市為石町	
	長崎市為石町	

令和 4 年 6 月 1 日提出

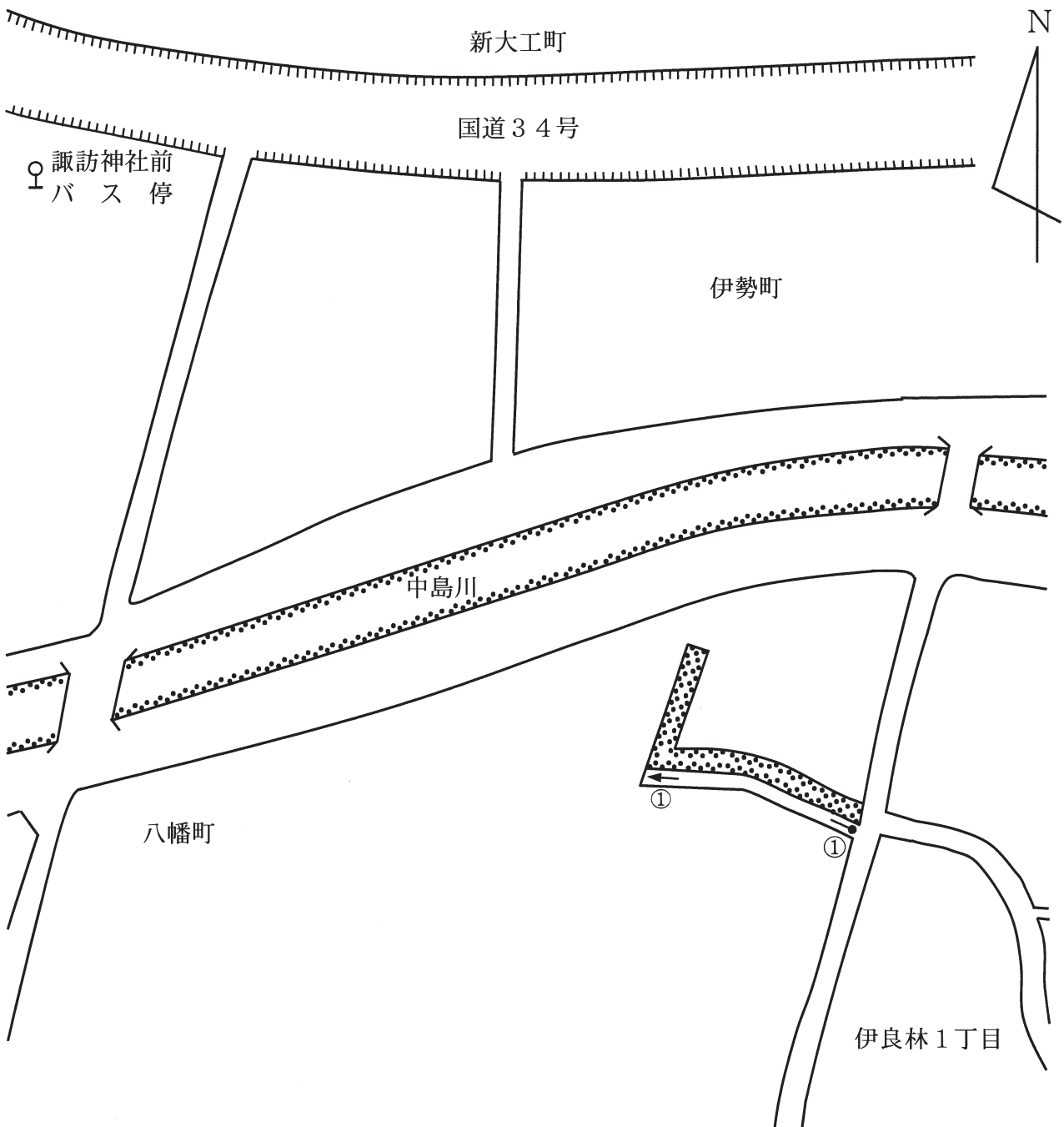
長崎市長 田 上 富 久

理 由

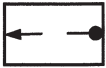



くらしの道整備事業等に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図



凡 例

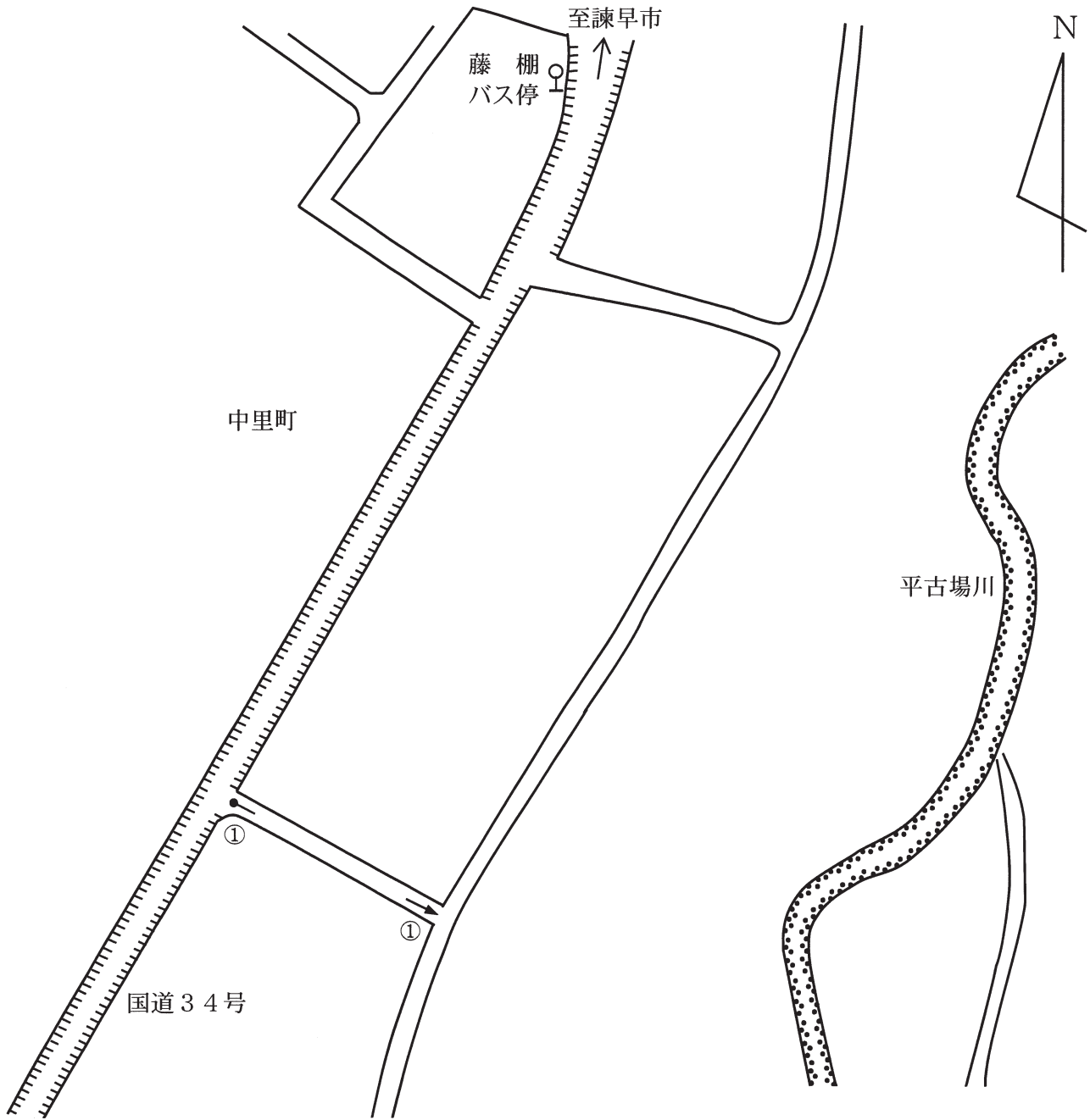
-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 道
-  河 川 等

路 線 名 対 照

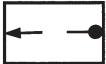



番 号	路 線 名	備 考
①	伊 良 林 1 5 号 線	認 定

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図



凡 例

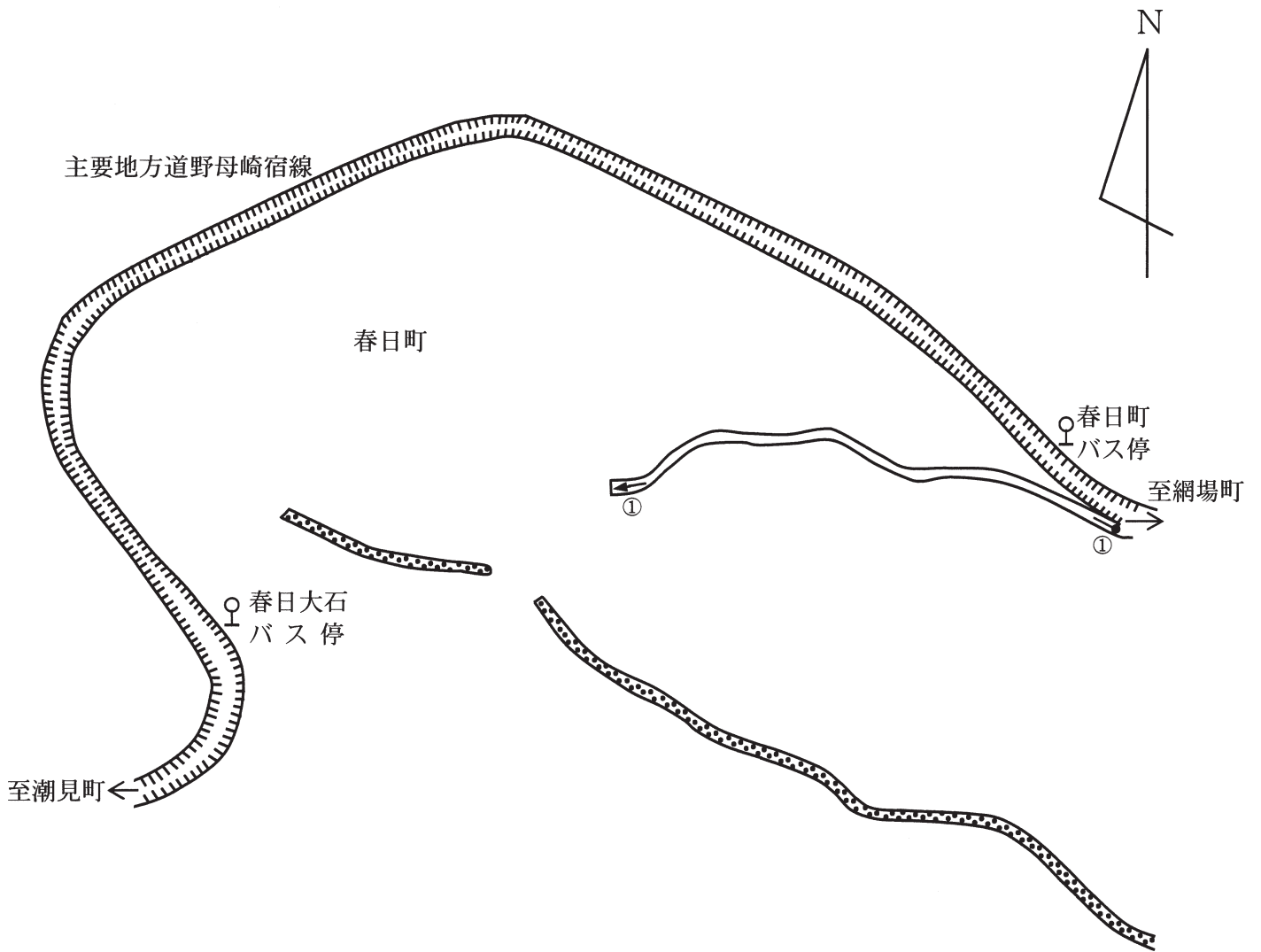
-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 道
-  河 川 等

路 線 名 対 照




番 号	路 線 名	備 考
①	中 里 町 4 7 号 線	認 定

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図



凡 例

-  認 定 路 線
-  県 道
-  河 川 等

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	春 日 町 1 号 線	認 定

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図



凡 例



認 定 路 線



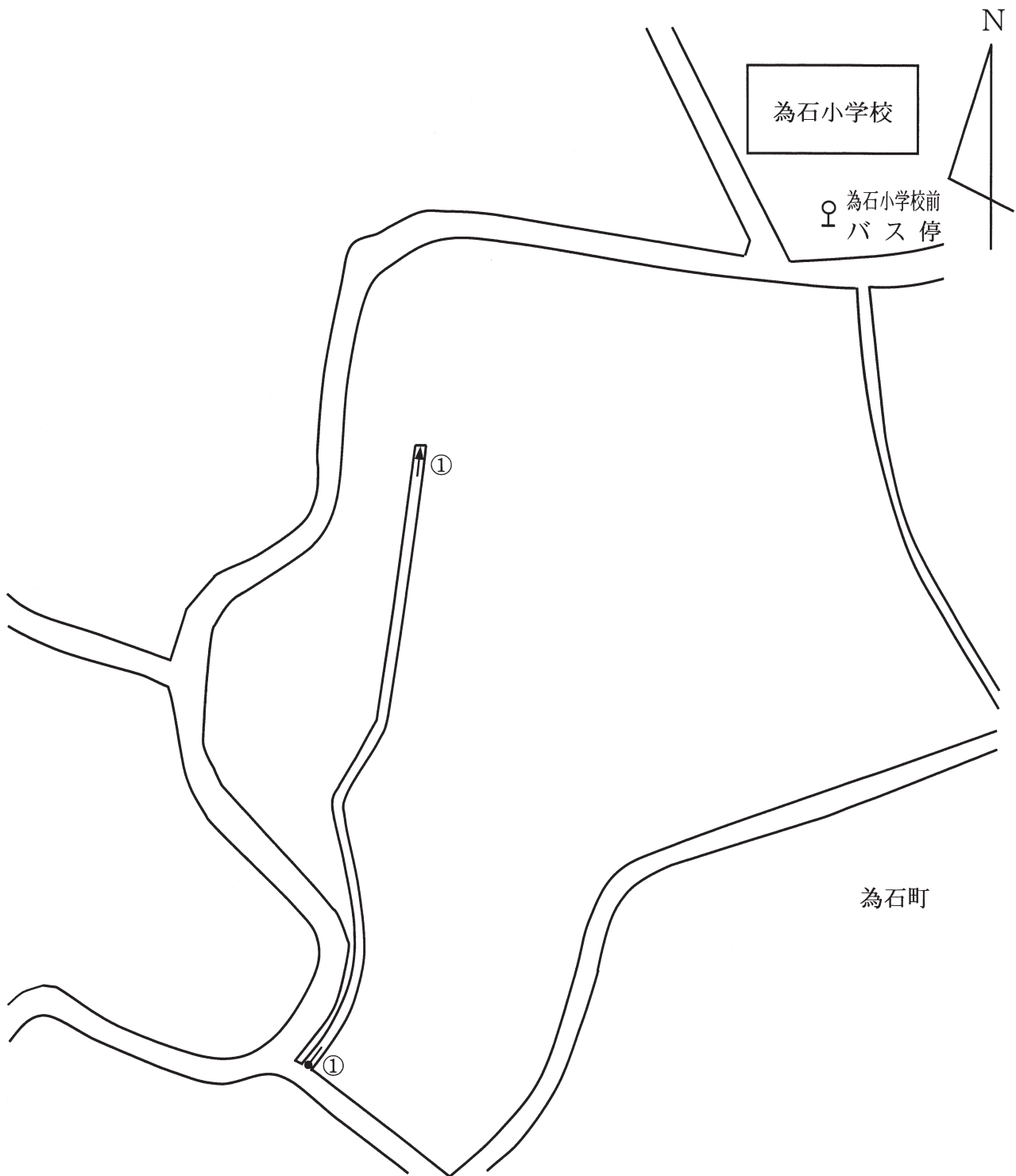
既 認 定 路 線

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	蚊 焼 町 3 8 号 線	認 定

「参 考」

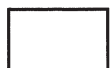
市 道 路 線 認 定 図



凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	為 石 町 2 5 号 線	認 定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「別 紙」

専決処分 年月日	相手方		和解条項の要旨
	住所	氏名	
4. 5. 9	A	a	(1) 相手方は、長崎市に滞納家賃等を分割して支払う。 (2) 相手方のうち、市営住宅の駐車場の使用料等を滞納している者は、長崎市に当該使用料等を分割して支払う。 (3) 相手方は、本件の和解成立後、分割して支払うべき滞納家賃、駐車場の使用料等の支払いを3回以上怠ったときは、分割払いの期限の利益を失う。 (4) 相手方のうち、現に市営住宅に入居している者は、前号に該当したとき、又は家賃の支払いを3月分怠ったときは、賃貸借契約は当然解除となり、直ちに当該市営住宅を長崎市に明け渡す。 (5) 和解の費用は、各自の負担とする。
	B	b	
	C	c	
	D	d	

議 案 目 次 (追 加)

第 8 9 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算 (第 4 号)

第 9 0 号議案 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 9 0 号議案

市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 1 4 令和 4 年 7 月から同年 1 2 月までの分として支給する市長の給料の額は、第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎地方裁判所平成 3 1 年(ワ)第 1 1 4 号損害賠償等請求事件の判決を受け、本市の代表者としての責任により、市長の給与を減額したいので、この条例案を提出する。